

広島県告示第569号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和2年5月11日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号 アヲハタ株式会社 代表取締役社長 山本 範雄
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県竹原市忠海中町一丁目2番43号 アヲハタ株式会社 ジャム工場

2 申請の内容

4-イ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設1基及び4-ロ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する洗浄施設1基を廃止後、4-イ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設1基及び4-ロ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する洗浄施設1基を設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 4-イ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設1基 廃止

(その2) 4-ロ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する洗浄施設1基 廃止

(その3) 新設

種	類	4-イ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設 (グラニューレーター)	4-ロ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する洗浄施設 (洗塩機No.3)
---	---	---	---

能		力	果実（クランベリー等） 300～500kg/h	常用15本/min 機械使用20本/min			
工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに				
	工事完成予定年月日		工事着手当日				
	使用開始予定年月日		工事完成後直ちに				
使用	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		8時から17時, 8時間/日 (季節的変動なし)				
	項目		通常	最大	通常	最大	
排出される 汚水等の 状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		3.5～6.0	3.5～6.0	7	7	
	排出される 汚水等の 状態	化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	600	900	5	5
		浮遊物質量		150	200	5以下	5以下
		窒素含有量		12	50	5.8	19
		燐含有量		5	8	3	4.3
法	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		0.3	0.4	1	1	
汚水等の排出先		排水処理施設 1		滅菌反応槽			

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和2年5月11日から令和2年6月1日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに竹原市市民生活部市民課